

お知らせ
news

医療費が高額になったときは高額療養費制度を

問 住民課 (内線 2124)

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1カ月で決められた限度額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」があります。限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決められています。

●高額療養費に該当したときは？

▶国民健康保険に加入している人

高額療養費に該当したときは、申請書を送付します。必要事項を記入の上、住民課窓口へ提出してください。申請書提出時は、受診した病院の領収書、振込先の通帳、印鑑が必要です。忘れずご持参ください。

▶後期高齢者医療に加入している人

①初めて高額療養費に該当したときは、申請書を送付します。必要事項を記入のうえ住民課窓口へ提出してください。申請書提出時は、振込先の通帳が必要です。忘れずご持参ください。

②一度手続きをすると、今後高額療養費に該当するたびに自動的に指定口座に振り込まれます。

※指定口座に変更があった場合は変更の手続きが必要です。

●自己負担額 (月額)

▶70歳未満で国民健康保険加入の人

所得区分		年3回目まで	年4回目以降 (※)
ア	901万円超	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	140,100円
イ	基準総所得額 600万円超～901万円以下	167,400円 (総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	93,000円
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

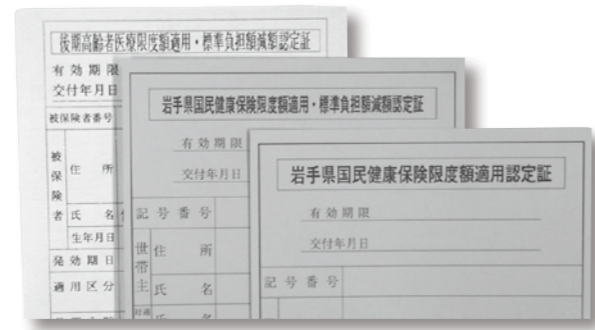
※過去12カ月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が上記のとおりになります。

●窓口での支払いが限度額までに

医療費が高額になるときは、入院・外来のどちらの場合でも「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、医療機関の窓口での負担は限度額までになります。

医療費が高額になりそうな場合は、あらかじめ住民課窓口へ各認定証の交付申請をしてください。

※70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者で所得区分が「一般」または「現役並み所得者Ⅲ」の人は保険証の提示のみで自己負担限度額までの支払いとなります。



▶70歳以上75歳未満の国民健康保険加入の人・後期高齢者医療保険加入の人

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
		年4回目以降	年4回目以降
現役並み所得者Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	140,100円	140,100円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円 (総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	93,000円	93,000円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円	44,400円
一般	18,000円 ※年間上限 144,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	-

変わる、地域づくり

Vol.7
問い合わせ先
地域づくり推進室
(☎44・33123)

地域づくり推進室では、これからの地域づくりを皆さんと話し合いながら進めています。ここでは、地域づくりの考え方や取り組み等を皆さんにお届けします。

それって女性の仕事ですか？

地域には様々な「女性」と名の付く団体がありますが、「男性」と名前の付く団体は多くありません。どうしてでしょうか。おそらく、男性中心の社会の中で、あえて「男性」とつけなくても、男性の組織だという空気が存在していたからかもしれません。平成11年に男女共同参画社会基本法がつけられました。男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、共に責任を担う社会を目指してきました。20年が経過し、皆さんの周りで変わった事、変わっていない事はどんなことでしょうか。

地域には、自治会の女性部や交通安全母の会、婦人消防協力隊など女性部あるいは婦人部といった「女性」の団体があります。20年以上前は、男性は働きに出て女性は専業主婦といった家庭が多かったと思いますが、今は共働きの家庭が多い時代と

なり、専業主婦であることを前提とした活動に支障をきたしているという声も聞こえてきました。例えば、地域でのイベントでの豚汁づくりが女性部の仕事という地域はまだ多いのではないのでしょうか。「男性は料理をしない」という考え方があって、女性には料理をしないかと思いますが、料理人のほとんどは男性ですし、若い世代は男性も家事をする人も多くなっていきます。今や「女性の仕事」ではありません。このように地域の活動の中でも見直せることがあるかもしれません。

一方で、男性と女性は身体的な違いや、得意な事や好きな事にも違いがあります。肉体労働などは比較的男性のほうが得意など、考えの違ひもあるので、男性と同じことをする、競う事が必ずしも女性の地位を高める事ではないという声も聞こえてきます。女性・男性という性別による役割ではなく、地域の中での「役割」を誰が担うべきなのかを考える必要があるかもしれません。

女性に対する暴力対策の推進 ～ひとりで悩んでいませんか～

■期間 11月1日(金)～30日(土)まで

恋愛感情のもつれによる暴力は、時に重大な事件に発展することがあります。そのため、なるべく早く相談することが大切です。一人で悩まないで「誰かに話す、誰かに聞いてもらう」というところから始めてみませんか。
「私が悪いから怒られる。悪いのは私の方」
「相手のためにも私が我慢しなければならぬ」
「別れたら相手がかわいそう」
「言い返したら、もっと殴られる」など思っていますか。
パートナーからの暴力や人格を否定するような暴言に比べ、それが次第に日常化してしまい、普通のことになっていませんか。ご自身のみならず家族や友人等がDVやストーカー等の被害を受けている、受けているかもしれない、思ったらご連絡ください。

猟銃事故の防止

岩手県では11月1日から来年3月31日までの間、狩猟が解禁されました。例年この時期は、狩猟中の猟銃暴発事故などの発生が懸念されます。次のことに注意し、正しいマナーで安全第一の狩猟をしましょう。

■ハンターの皆さんへ

▼関係法令を遵守してください
▼獲物を確実に確認できた時以外は実包を装填しないでください
▼獲物を確実に確認した時でなければ、引き金を引いてはなりません
▼猟銃などを発射する前には、十分に周囲の安全確認を行ったうえで発射し、少しでも危険を感じたときは絶対に発射してはなりません。



交番だより

金ヶ崎交番
(☎44・5227)
永岡駐在所
(☎44・33310)